

## 経済財政政策部局の動き：政策の動き

## 最低賃金を巡る経済財政諮問会議における議論

政策統括官(経済財政運営担当)付  
参事官(産業・雇用担当)付

中村 有佑\*1  
清水 麻里子\*2

## はじめに

最低賃金制度とは、国が賃金の最低額を定め、使用者は、その額以上の賃金を支払わなければならないこととする制度である。

その決定プロセスは、最低賃金法(昭和34年法律第137号)に基づき設置される中央最低賃金審議会が、厚生労働大臣の諮問を受けて審議を行い、例年7月頃、ランク別に最低賃金の引上げの目安額を答申<sup>1</sup>する。次に、地方最低賃金審議会が、目安額を参考にして地域別最低賃金の改定額を審議し、例年8月頃までに答申する。その後、異議申出期間を経て、例年10月頃に新たな改定額が発効することになる。

近年では、内閣府が事務局を務める経済財政諮問会議が経済財政運営について審議する中で最低賃金をテーマとして取り上げ、同会議がとりまとめる「経済財政運営と改革の基本方針」(以下「骨太の方針」という)において、最低賃金の改定に関する方針を提示している。そして、中央最低賃金審議会では、骨太の方針に配慮しつつ審議が行われ、答申が行われている。

## 1. これまでの経過

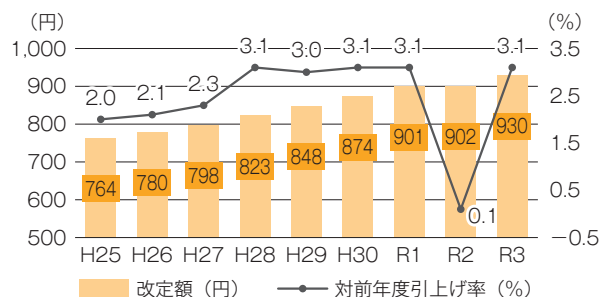
近年の最低賃金を巡る動きを振り返ると、日本経済の「失われた二十年」が続いていた平成14年以降における最低賃金引上げ率は、0~1%台の年度も多くみられた。しかし、平成24年末に発足した第2次安倍政権においては、デフレ脱却を目指した経済政策が講じられ、平成28年6月に閣議決定された骨太の方針においては「最低賃金については、年率3%程度を目途として、名目GDPの成長率にも配慮しつつ引き上げて

いく。これにより、全国加重平均が1000円となることを目指す」ことが規定され、それ以降は令和元年度まで約3%の最低賃金の引上げが行われてきた。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた令和2年度は、全国加重平均で1円の引上げに留まったが、今年度は、目安制度が開始された昭和53年以来の最高額となる、全国加重平均で28円引上げの930円となる見込みである(図表1)。

以下では、今年度の最低賃金引上げを巡る動きについて、経済財政諮問会議の審議を中心に、より具体的にみていく。

図表1 最低賃金(全国加重平均)の推移  
(平成25年度~令和3年度)



(出所) 厚生労働省「令和3年度地域別最低賃金改定状況」及び「平成14年度から令和2年度までの地域別最低賃金改定状況」より作成

## 2. 令和3年度の状況

日本経済が新型コロナウイルス感染症の影響を受け、今年度の最低賃金の改定について関係各方面から様々な意見が表明されてきた。本年4月15日には、日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会の連名で、今年度の最低賃金は据え置くべきとの提言が行われた。

こうした中、経済財政諮問会議においては、本年3月22日の第3回会議において、菅総理が最低賃金をより早期に全国加重平均1000円とすることを目指し、今夏の骨太の方針までにしっかり議論する旨を発言した。

その後、5月14日の第6回経済財政諮問会議では、民間議員の竹森俊平議員、新浪剛史議員、柳川範之議員の連名による資料が提出され、非正規労働者を中心に賃金格差が広がっていること、諸外国では新型コロナウイルス感染症下であっても最低賃金の引上げを行っていること等から、最低賃金を引き上げる必要性

\*1 東京都より内閣府に派遣

\*2 ソニーグループ株式会社より内閣府に派遣

1 都道府県の経済実態に応じ、全都道府県をABCDの4ランクに分けて目安額を答申する。ランク区分については、5年に一度、見直すこととされている。

が主張された。加えて、新浪議員は、ワクチン接種が進めば繰越需要が出てくるとの見込みもあることなどから、影響を受ける中小企業が円滑に賃上げを行える環境整備を行った上で、最低賃金を最低3%引き上げることは可能である旨を発言した。

以上の審議を経て、6月18日に閣議決定された骨太の方針においては、「感染症の影響を受けて厳しい業況の企業に配慮しつつ、雇用維持との両立を図りながら賃上げしやすい環境を整備するため、生産性向上等に取り組む中小企業への支援強化、下請取引の適正化、金融支援等に一層取り組みつつ、最低賃金について、感染症下でも最低賃金を引き上げてきた諸外国の取組も参考にして、感染症拡大前に我が国で引き上げてきた実績を踏まえて、地域間格差にも配慮しながら、より早期に全国加重平均1000円とすることを目指し、本年の引上げに取り組む」と規定された。

中央最低賃金審議会においては、このように規定された骨太の方針に配慮しつつ、公労使での審議が行われ、7月16日に全ての地域別ランクにおける引上げの目安額を28円とすることが答申された。その後、地方最低賃金審議会において、目安額を参考に地域別最低賃金の改定額が審議され、8月中旬までに全ての都道府県で答申がとりまとめられ、目安どおり全国加重平均で28円の引上げとなり、改定後の最低賃金は930円となる見込みとなった。特に、鳥根県については32円の引上げを答申するなど、Dランクのうち7県で

目安額の28円を上回る引上げが答申された（図表2）。

こうした中、7月21日に開催された第11回経済財政諮問会議においては、最低賃金を引き上げやすい環境整備について田村厚生労働大臣と梶山経済産業大臣の連名の資料が提出され、特に厳しい業況にある中小企業等の雇用維持に対する支援、中小企業の実業性向上支援の強化、下請取引の適正化などに取り組む旨が表明された。これらの施策は順次実行されており、例えば「事業再構築補助金」については最低賃金枠の創設等を行った上で、7月30日に第3回公募が開始された。

### 3. 最低賃金を巡る今後の対応

デフレに後戻りさせず、成長と分配の好循環の実現につなげていくためには、最低賃金の引上げを含めた賃上げの流れを継続していくことが必要である。最低賃金については、今年度で全国加重平均が930円となる見込みであるが、来年度以降も骨太の方針で示した全国加重平均1000円を目指して、中小企業の実業性向上の支援、下請取引の適正化等に取り組むこと、最低賃金の更なる引上げを図っていく必要がある。

今後、経済財政諮問会議において最低賃金の引上げを含めた賃上げの流れの継続に向けた議論を一層深め、その実現を図っていくことが重要となっている。

中村 有佑（なかむら ゆうすけ）

清水 麻里子（しみず まりこ）

図表2 令和3年度地域別最低賃金改定額

ランク	都道府県名	現行【円】	引上げ額【円】	改定額【円】	発効日	
A	東京	1,013	28	1,041	10/1	
	神奈川	1,012	28	1,040	10/1	
	大阪	964	28	992	10/1	
	埼玉	928	28	956	10/1	
	愛知	927	28	955	10/1	
	千葉	925	28	953	10/1	
	京都	909	28	937	10/1	
	兵庫	900	28	928	10/1	
	静岡	885	28	913	10/2	
	三重	874	28	902	10/1	
B	広島	871	28	899	10/1	
	滋賀	868	28	896	10/1	
	栃木	854	28	882	10/1	
	茨城	851	28	879	10/1	
	富山	849	28	877	10/1	
	長野	849	28	877	10/1	
	山梨	838	28	866	10/1	
	C	北海道	861	28	889	10/1
		岐阜	852	28	880	10/1
		福岡	842	28	870	10/1
奈良		838	28	866	10/1	
群馬		837	28	865	10/2	
岡山		834	28	862	10/2	
石川		833	28	861	10/7	
新潟		831	28	859	10/1	
和歌山		831	28	859	10/1	
福井		830	28	858	10/1	
D	山口	829	28	857	10/1	
	宮城	825	28	853	10/1	
	香川	820	28	848	10/1	
	徳島	796	28	824	10/1	
	福島	800	28	828	10/1	
	鳥根	792	32	824	10/2	
	青森	793	29	822	10/6	
	D	秋田	792	30	822	10/1
		山形	793	29	822	10/2
		大分	792	30	822	10/6
岩手		793	28	821	10/2	
鳥取		792	29	821	10/6	
愛媛		793	28	821	10/1	
佐賀		792	29	821	10/6	
長崎		793	28	821	10/2	
熊本		793	28	821	10/1	
宮崎		793	28	821	10/6	
全国加重平均額		902	28	930		

（出所）厚生労働省「令和3年度地域別最低賃金改定状況」より作成